

# 給与支払報告 にかかると特別徴収にかかると給与所得者異動届出書

◎ 異動日の翌月10日までが提出期限となっています。

注意

4 3 2 1

宛名番号の欄には、特別徴収税額変更通知書に記載された宛名番号を記入してください。  
 転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段・C特別徴収継続の欄に事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等の手続きを済ませたうえで、一月一日現在の住所地(課税地)の市区町村長に送付してください。  
 ※印の欄は、届出者において記入する必要がありません。  
 旧給与支払者が個人事業主で、かつ転勤で新たな勤務先に引き続き引継がれる場合は、個人事業主の個人番号の記入は不要です。

※ 処理事項		年度	年度	年度
〒		特別徴収義務者指定番号		
所在地		宛 名 番 号		
名 称		係		
個人番号 又は法人番号		氏名		
那珂川町 長 様		電 話 ( ) -		
フリガナ		異 動 の 理 由		
氏 名 (旧姓 )		1. 退 職		
生年月日 年 月 日		2. 転 勤		
個人番号 (1月1日現在の住所…必ず記入願います)		3. 休 職		
旧住所		4. 長期欠勤		
(給与の支払を受けなくなった後の住所)		5. 死 亡		
現住所 電話 ( ) -		6. 会社倒産		
		7. 住所誤報		
		8. 育児休業		
		9. その他 a. 総支給者が2名以下 b. 他事業所で特別徴収 c. 均等部非課税基準所得以下 d. 給与から税額が引き e. 給与の支払が不定期 f. 事業専従者		
		1月1日から退職時 までの給与支払額		
		円		
		退職手当等 の支払金額		
		円		
		控除社会保険料		
		円		
		勤 続 年 数		
		年		

◎ 異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択し該当番号を○で囲んでください。

### C. 特別徴収継続

転勤・再就職等により(ウ)の未徴収税額を異動後の新勤務先で引き続き特別徴収します。

特別徴収義務者指定番号		新 規	既 存
所在地	〒		
フリガナ			
名 称			
法人番号			
電 話 ( ) -			
係・氏名			
納付額 円を		月	分
		日	納期限)から納入します。
納入書の要否 (新規の場合のみ)			
1. 町作成の納入書の送付を希望。			
2. 私製の納入書を使用、または銀行サービス利用のため不要。			

### B. 普通徴収

(ウ)の未徴収税額を個人納付に切替します。(12月31日付の異動まで)

那珂川町役場より後日、本人あてに納税通知書をお送りします。

### A. 一括徴収

(ウ)の未徴収税額を退職時に全額給与等から徴収します。  
 (退職の日が1月1日～4月30日までの場合は残税額を一括徴収することが義務づけられています。)

一括徴収した税額は

( ) 月 月分 で納入します。

( ) 月 日 納期限)